慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	近代自然法思想の展開に関する一考察（二）
Sub Title	A study on the development of the modern natural law (2)
Author	野地, 洋行
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1960
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.53, No.12 (1960. 12) ,p.1043(23)- 1055(35)
JaLC DOI	10.14991/001.19601201-0023
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19601201-0023

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

は、革命の中核としての期待をこめて描かれている。一八四八年以前のマルクスとエンゲルスは、イギリスにおいて、何よりも階級闘争の激化、その結果としての社会主義革命の必然性を、チャーティスト運動において見ることができた。革命の担い手となるものはワイトリングの主張するように、ルンペン・プロレタリアではなく、いわんやプルードンの小生産者の組合でもなく、また真正社会主義者の小ブルジョアでもなくて、実に近代的なプロレタリアートであることを、チャーティスト運動は、マルクスおよびエンゲルスに確信させなかったであろうか。一八四六年以後の彼らの著作、とくに『ドイツ・イデオロギー』や『哲学の貧困』において、プルードン主義者や真正社会主義者にたいする批判が痛烈となったのは、こうした事情からでもあった。

しかし一八四八年以前において、マルクスとエンゲルスがチャーティストからうけた影響は以上のようなものであるとしても、その高い評価が、そのままつづいたかという点になると、一八四八年の革命を無視することはできない。一八四八年の革命の失敗以後における国際的労働運動の発展のなかで、チャーティスト運動も質的転換をとげ、またマルクス主義も、共産主義者同盟――共産党宣言という歴史的な見通しを再検討する必要にせまられたとき、彼らのチャーティストにたいする評価も当然変らざるをえなかった。ここにおいてわれわれは、一八四八年の革命をめぐるイギリス、ドイツおよびフランスの労働者階級の動きにたいして、マルクスおよびエンゲルスがどのように行動したか、一八四八年以後の彼らのチャーティストにたいする態度を知るためには、当然この点を問題にしなければならないことを知るであろう。

（1）マルクス・エンゲルス全集第一巻所収（大月版）、第六回ライン州議会の議事、木材窃盗取締法にかんする討論。
（2）レーニン「カール・マルクス」全集第二一巻所収。
（3）ローゼンベルク著副島種典訳「初期マルクス経済学説の形成」（大月書店）三七頁。
（4）ルカーチ著、平井俊彦訳「若きマルクス」（ミネルヴァ書房）九五頁。
（5）アンリ・ルフェーブル、吉田静一訳「カール・マルクス」（ミネルヴァ書房）一一五頁。
（6）全集第一巻五七三頁。

――一九六〇・一〇・一四――

近代自然法思想の展開に関する一考察（二）

野地洋行

四、近代自然法思想とドイツ観念論哲学
1　ドイツにおける近代自然法思想
2　日本におけるカント研究の偏向
3　ドイツ的近代自然法とカント哲学
4　結び――カント哲学の評価

四、近代自然法思想とドイツ観念論哲学

1　ドイツにおける近代自然法思想

すでにみてきたように、近代自然法思想のイギリスおよびフランスでの発展は、中世における、神によって上から与えられた秩序観に代って、平等な自然的権利をもつ個人が、下からきずきあげる新しい秩序観が支配してゆく道程であった。社会契約という契約論が重要になるのは、自然法が決して神から天降ってくるのではなく、そこに権利の相克が前提とされ、秩序のためには構成各員の同意が必要であることを示している。もちろんこのことはすでにのべた通り、中世の封建的秩序観に代って、近代資本主義の勃興にもとづく近代的個人の自覚がますます成長してきたことを物語っている。古い固定的・身分的社会秩序を、新しい平等な個人の契約関係におきかえようという思想的努力の度合いは、その社会における資本主義的生産諸関係の発展の度合いに比例している。かくて周知のように、中世的封建制度を早くも打破し、真先に資本主義への道を歩みはじめたイギリスが、自然法思想の近代化のチャンピオンたるホッブズやロックを生み出したのも当然の成行きであったといえよう。

だが、中世から近代への移行の根本的基盤が経済的生産過程の中にこそあったがために、この自然法思想の近代化過程はつまるところ、神秘的な神の秩序のベールの中から、徐々に経済的秩序が発見され認識されていく過程でしかなかった。すなわち、グローチウスが神の秩序に代って理性の秩序を宣言し、ホッブズは「万人に対する万人の闘争」を宣することによって抽象的な力の秩序、つまり政治的秩序の観念をうちたて、ロックは労働に所有権の源泉を認める

ことによって経済的秩序観に接近したのであった。つまり自然法という秩序に関する人間の認識は、神――抽象的理性――政治的秩序――そして経済的秩序へと深まっていったのが認められよう。[1]

近代自然法の思想がイギリスから十八世紀啓蒙期のフランスへと海を渡ったときも自然法のこの方向は変らなかった。イギリスにおいても、またフランスにおいても、次代の生産力の担い手である近代ブルジョアジーの若々しい息吹きは生き生きと感じられる。彼らは停滞した社会的秩序を、自分たちにとって理想的な秩序によっておきかえようとした。時代の変革期に対決する人々の積極的意欲がよみとれる。

ではドイツではどうであろうか。近代自然法はそこではどのような形をとって発展するだろうか。イギリスについでフランスが、封建社会を資本主義におきかえていったのに対して、十六世紀以降のドイツはその生産諸関係の近代化において著しい停滞を示したのは周知の事実である。ユンカーと問屋制商業資本との上に立つ領邦国家的絶対主義がそこでは支配していた。したがってここでは、ホッブズやロックがブルジョア革命としてのイギリス革命の中から、彼らの理論を形成していったような、そういう思想の上での革命的性格がみられないことは容易に予想されるであろう。ドイツの自然法思想家たちは、古い秩序をブルジョア的な権利の秩序によっておきかえようとするよりは、むしろ古い秩序を正当化し、理論化することに忠実であるであろう。

ドイツの近代自然法思想に固有の型は「法学的自然法」(Juristisches Naturrechts)であるといわれる。[2] つまりドイツにあっては、近代自然法は社会観として広汎に展開されることなく、一つの法学的な理論体系としての性格をもってゆくのである。イギリスの産業資本家たちほどの成長力もなければ、フランス・ブルジョアジーほど革命的でもないドイツのユンカーは、彼ら自身の力によって新しい社会観をきずき上げるよりは、むしろ既存の権力秩序に合流する姿勢を示す。だからこそドイツにおいて、自然法は実定法と不可分の関係をもち、むしろ実定法によって象徴される現存法体系を支持する法理念となる。このようにして「自然法と実定法との間に調和が、和音が考慮され」「そこに現行実定法をも充分計算にいれた一つの妥協の体系が成立する」[3][4]のである。ハンス・ケルゼンは自然法思想そのものを保守的なものとして規定し、次のようにまでいっている。「自然法は、本質的には実定法を、または――これと同一であるが――国家的権威を擁護し、弁護し、絶対化するためのイデオロギーであった」「自然法学が法的世界について提供する典型的な姿、いわば自然法の法的世界像は次のようである。すなわち、前景に実定法が存する。その妥当は本質的に疑う余地のないものとして。実定法の背後に、これを特殊な方法で重複させながら、すべての妥当、すべての社会的価値の、淵源を示すより高級な秩序としての自然的法が存するのである。その機能は本質的には実定法を弁護することである。[5][6]」ケルゼンの指摘は鋭いが、彼が自然法それ自体の一般的特性と考えたこの保守性は、実は自然法一般の特性ではなくてドイツの法学的自然法の特徴なのである。[7]

このように近代自然法思想のドイツ的特性を与えたその転回点にたつものは、カントの先駆クリスチァン・ヴォルフであるといわれる。ヴォルフにおいて、自然法は実定法からの単なる抽象でしかなかったといわれ、彼が、理性によって発見した自然法の体系であると考えた場合も、実はそれは現行実定法の法理念を体系化していたにすぎなかったのである。[8] そのさい、本来巨大な自然法思想の一部をなしていた道徳哲学も、このような方向での体系化から自由ではありえない。事実ヴォルフにあっては法と道徳とは厳格に区別されなかったのである。つまりヴォルフの時代には、近代自然法はドイツにおいても神の法から理性の法へと重心を移しつつあったけれども、その理性の法たるや、現存の法秩序を抽象化し、理念化し、さらに道徳化さえするものであったのである。[9] イギリスやフランスの近代自然法はつねに個人の権利と全体的秩序との衝突を問題とし、同時にますます経済的諸関係の把握へと進んでいった。だが、デカルト以来の大陸合理論の伝統の強いドイツでは、法律体系は人間理性そのものの体系と考えられ、近代自然法は新しい実践理性の当為的秩序として構成されるのである。ここでは近代自然法は経済学的な客観法則の発見の方向にはすすまず、むしろ自然法の概念化、抽象化、倫理化の道を歩むことになった。

このようにしてドイツでは「ついに観念論において理性が創造主のごときものになり」「今や人間理性は合理主義が望むままの無統制な体系構成に耽るに至った。」「この過程はカントおよびドイツ観念論においてその頂点に達した。人間理性は今や『存在』の自主的な建築家となり」「それ以来、自然法と称されているものは……純粋に形式的な定言命令から、或いは、規制的理念たる実践理性から導き出される一連の推論的諸帰結となった。[10]」以上のロンメンの言葉は、ドイツ哲学における現実の法的秩序がいかに観念的に逆転させられ、抽象化され、理念化され、道徳化されるかをよく物語っているであろう。

さてそれでは次にカントはこのドイツ的近代自然法の性格をどのようにおしすすめていくか、彼の哲学は、自然法とどんな関係にあるかが、次の問題となってくる。

（1）　拙稿「近代自然法の展開に関する一考察(一)」（三田学会雑誌・第五十三巻・第三号）参照。

（2）　矢崎光圀「近世ドイツの自然法思想」（法哲学講座第三巻所収）七七頁。

（3）　前掲書八二頁。

（4）　自然法と実定法の関係についての法理論的論争は二十世紀に入ってもつづき、自然法はその法理論としての不死身の生命力を何度も実証している。これについては木村亀二「自然法と実定法」（法哲学四季報・第一号所収）

Kraft; Die "Wiedergeburt" des Naturrechts, 1932. などを参照されたい。

(5) Kelsen; Die Philosophischen Grundlagen der Naturrechtslehre und des Rechtspositivismus, 1928, SS. 38—9 黒田訳六一—二頁。

(6) 自然法論に対する攻撃はケルゼンや、法実証主義者たちの外からもなされている。たとえば歴史法学者ベルグボームの批判がある。Bergbohm; Jurisprudenz und Rechtsphilosophie, 1892. だがここではドイツにおける自然法が、現存の法的国家体制の擁護の役割を果したことを確認すれば十分である。

(7) ケルゼンは自然法思想を革命的なものとして考えるシュターールやベルグボームの考え方は「千年の古きに亘る潮流の中の一特殊傾向、つまり十八世紀の中葉にルソーによって代表された国家論、法律論を、自然法学と簡単に同一視することに基く」誤謬であるといっているが、この辺にもドイツ人らしい自己中心的な世界観の一端がうかがわれる。

Kelsen; ibid., SS. 39—40 邦訳六三頁。

(8) Bergbohm; ibid., S. 162.

(9) このことは単に法律・道徳哲学の分野だけでなく、経済学的な分野においてもいえる。すなわち、個人の利益を、全体の利益との一致の中にみようとする自然法観はカメラリズムの中にも反映しているのである。公共の福祉は人民の福祉であるというその考え方を想起されたい。

(10) Rommen; Die ewige Wiederkehr des Naturrechts, 1947 ed., SS. 88—9. 阿南訳八七—八頁。

2 日本におけるカント研究の偏向

日本での戦前におけるカント哲学の研究が非常に多くの歪みを含んでいたことは最近きびしく反省されている。[1] つまり日本におけるカント研究が、主として新カント派の認識論的視角からみた分析であったことへの反省であり、カントを、カントが置かれた位置にもどして眺めようという努力である。だがこのような反省さえも実はまだ十分ではないように思われる。それは日本の従来の支配的哲学がドイツ観念論哲学の線上に沿って発展してきたために、哲学をややもするとカントにおいて成立し、新カント派において完成される思惟の系譜と考え、ドイツ哲学を至上視する傾向があるからである。このような傾向が大学での公認講座の主流をなしていた影響は意外に大きく深く、右でのべたような反省がなされる時でさえも、いぜんとしてそれは観念論の範囲内での反省にとどまりがちである。だが哲学の歴史を、ドイツ観念論だけに重心をおくのではなく、唯物論と観念論との闘争の歴史としてみるならば、一人の哲学者の評価に当っても、ドイツ思弁哲学への比重の偏りを訂正して考えなければならないのではなかろうか。このことはわれわれがカントの哲学を考察するに当っても要求されるであろう。こういう留意は決して哲学史上におけるカントの地位を低めようとするものではもちろんない。ただわれわれは十八世紀啓蒙の偉大な遺産の一つであるフランス唯物論が突如として消え失せ、それに代って忽然と偉大なるカントが現われるという哲学史上の不思議を解明し、カントの果した役割を正しく位置づけたいと思うのである。哲学史をドイツ観念論の歴史としてではなく、世界の哲学史としてみようとするとき、われわれはやはり観念論と唯物論との闘争としてしかみることができないと思われる。「十八世紀の唯物論者は、観念論に致命的な打撃を与ええたものだ、と固く信じ切っていた。彼らは、観念論を陳腐な、永久に棄て去られた理論としてみた。しかしながら、すでにこの世紀の末葉には、唯物論への反動が始まった。十九世紀の前半期には、唯物論そのものが、すべての人々から陳腐な、徹底的に葬むり去られた体系として見られるような破目に陥った。観念論は、ふたたび復活したばかりでなく、かつてなかったほどの実にすばらしい発展をとげた」。[2] このようなプレハノフの言葉をわれわれも事実として認めるならば、そして又弁証法的唯物論によって再び観念論が克服されたこと[3]をみるならば、カントによって成立したドイツ観念論をフランス唯物論に対して置かれたアンティ・テーゼとして措定することができるのではなかろうか。そしてこの二つの哲学を結ぶ赤い糸は、大ざっぱないい方をすれば宇宙における人間の位置についての思索であった。つまり思惟と存在との関係、精神と物質との関連がフランス唯物論によって機械論的に一元化されたとき、人間における思惟の権利を再びとりもどそうとする所に、ドイツ観念論の大きな課題があったと考えられよう。

(1) たとえば山崎正一「カントの哲学」、同著「近代思想史論」など。

(2) プレハノフ「史的一元論」(岩波文庫) 一〇九頁。

(3) このことはもちろん唯物論と観念論との闘争がここで終ったことを意味するのではない。哲学は論理学と弁証法だけになるだろうというエンゲルスの予言にもかかわらず、たえず新しい衣をまとってよみがえる観念論との闘いのためにレーニンは「唯物論と経験批判論」をかかねばならなかったし、現代でもこの課題は決して終ってはいない。

3 ドイツにおける近代自然法とカント哲学

ハインリッヒ・ハイネはその著「ドイツ古典哲学の本質」において才気溢れる筆をもってカントの実践理性について次のようにかいている。「イマヌエル・カントはこれまではきびしい哲学者の役を演じてきた。天国をにわかにおそって、そこの守備兵をのこらず斬りころしてしまった。神、つまり世界の最高の主人はついにその存在を証明されないで血まみれでたおれている。」そこでカントは「自分がえらい学者であるばかりでなく、やさしい人間でもあることを示そうとした。……『あのラムペじいさんは、神さまがなくてはこま

る。あのあわれな人間は神さまがいないと、しあわせになれないんだ。――さて人間はこの世でしあわせにくらさねばならぬ。これは実践理性の要求することだ。――えい、かまわん。やっちまえ！――この実践理性に神の存在を保証させよう。』こうした論法で、カントは理論的理性と実践的理性とを区別した。そしてこの実践理性を魔法の杖のように使って超越神の死体に活をいれた。超越神は一度は理論的理性に殺されていたのである。[1]」つまり、彼の考えによると、カントの純粋理性批判と実践理性批判の間には直接的なつながりはないのであって、実践理性批判における、神の復活は、彼の純粋理性批判における認識論的成果からみれば一つの矛盾であり、後退であり、断絶であると考えるのである。これはいわゆる「アダム・スミス問題」における倫理と経済学の背理と考えられたものと似通った問題提起である。だがこのような考え方は決してハイネにとどまるものではない。[2]

しかしながらもしわれわれが純粋理性批判の第二版序文における彼の有名な「信仰に所を得しめるために、わたくしは知識に限界を設けねばならなかった[3]」という明白な言葉を考えるとき、われわれは実践理性批判が純粋理性批判からの後退であると考えるよりはむしろ、カントは実践理性のために純粋理性をかいたのだ、と考える方が妥当であると思われる。つまりカントの哲学の基本的出発点をその認識論にみて、実践理性と名づけられた彼の道徳哲学をそこからのずれとみるよりは、むしろ極端ないい方をすれば彼の道徳哲学的要請の中から、認識論としての純粋理性批判が生まれたとみるべきではなかろうか。[4] それらは実は同じ思想体系の一つの分肢なのである。カント哲学の出発点を認識論においてみようとする立場はやはり、新カント派的な偏向というべきであろう。

さてすでにのべたように、ドイツの近代自然法は現存の法秩序を理念化し、抽象化し、そして道徳化する方向をとった所にその特徴があったのであるが、カントに至るやこの方向は更に個人理性の中に内面化されることによってその頂点に達した。法学の上ではカントは、ヴォルフによって混同されがちだった法と道徳、合法性と道徳性を明確に区別したところにその偉大な功績を認められる。[5] けれども、そのことはただ、外的な強制力としての法が、内的な自由意志と区別され、[6] そしてその限りにおいて自然法が内面化され、徹底した形で個人主義化されたということを意味しているにすぎない。法と道徳の分離とはいっても、現存法体制とは別の、それをほりくずすような、新しい道徳哲学の生誕を意味するものでは全くないのである。それは丁度、スミスの市民的倫理が、ブルジョア社会の経済的法則性と背反するものではないのに対応すると同時にドイツ的自然法とイギリス的自然法の明瞭な対比を示している。近代自然法はドイツにおいては、ヴォルフによって一つの社会観から法学、道徳哲学的色彩を強め、この道徳哲学はさらにカントによって個人的思惟の内面に凝結させられたのである。[7] カントの有名な「汝は汝と同様、他の何人にも存する人格を取扱うに、いつでも同時に目的として取扱え、決して単に手段として取扱ってはならぬ[8]」という定言命令は、社会的秩序の原理を個人の内面的道徳性に凝結させたものに外ならない。イギリス・フランスの利己主義体系のように平等な権利間の相克の中から社会的秩序が構成されるのではなく、秩序は個人の倫理的義務観の中にすでに集約され、[9] 又そういう形で近代的な個人の確立が形成されたのである。カントの道徳律は単なる非社会的個人の道徳律ではない。カントは常に社会的な秩序を考えていたのである。カントの次の言葉をみよ。道徳的な行為は「自然秩序における普遍的法則に似た合法性を有し」ているのであり、道徳的意志は「ただ訳もなく法則に服従するのではなくて、みずから自分自身に法則を与える立法者と見なされねばならぬような仕方で服従する」のであり、この意志は「普遍的に立法する意志としてのおのおのの理性的存在者の意志」である。かくて実践理性の根拠は「客観的には規則と普遍性の形式とに存するが、しかし主観的には目的に存する」（傍点は原著者による）ことになる。[10] カントの実践理性が、決して社会秩序観としての近代自然法思想からそう遠ざかっていないことが判るであろう。

道徳哲学者としてのカントは、自然法を個人の自由な道徳的意志として内面化すればそれで十分だったとしても、カントは哲学者として、十八世紀フランス唯物論によって提出された問題、つまり精神と物質、思惟と存在の関係に対決し、人間における実践理性の存立の根拠を証明しなければならなかった。彼はこの課題を人間の認識能力を吟味することによって解決しようとした。ここに彼の認識論、純粋理性批判が生まれたと考えられる。つまり彼の認識論は、彼の道徳哲学と別のものではなく、むしろその要請から生まれたのである。

しばしば指摘されるように、カントは大陸合理論とイギリス経験論の綜合者として考えられている。実際当時カントが対決しなければならない問題は大きくいってこの二つの思想に対してであった。一方ではデカルト以来の、存在とは独立の「思惟」というものが独断的な合理主義によってその形而上学的神学的体系をほしいままにきずきあげていくことへの深刻なる批判を課題としながら、他方では、イギリス経験論の論理的な諸帰結、すなわち一つは十八世紀フランス唯物論と無神論であり、一つはヒュームの徹底した経験論であり、さらにはルソーの思想であるが、それらに対決しなければならなかったのである。だがこの対決の中から結果されたものは、カント自身が考えたような、形而上学の否定であるよりは、形而上学の新しい形での再構成であるように思われる。彼はヒュームを通じてのイギリス経験論の影響によって旧形而上学を批判すると称しながら、実は抽象的な「思惟」の権利を、唯物論の攻撃にたえうるような形で再武装したといえよう。すでにのべたように、この意味で彼の哲学は十八世紀フランス唯物論のアンティ・テーゼとしてすぐれて観念的な色彩をもっている。

カントはこの課題を「物自体」の概念を設立することによって果

した。つまり人間の認識能力を「現象」の上に限定し、物自体には及ばない、としたのである。これによって人間は自然の一部であることをやめることが可能になった。「なぜカントが物自体を必要とするか、は自明である。すなわち彼は、自分の道徳的・宗教的諸原則が適用され得る領域を築き上げたいのだ。科学はその因果的決定論によって、人間行動の自由や神の支配になんらの余地をも残さなかった。従ってカントには、道徳性や宗教の基礎が、脅威にさらされていると思えたのである。科学を一種の劣った実在に限定し、仮象の事物が持つ決定性から物自体を除外することによって、救いの道が可能であると見た。カントのいう先天的綜合判断が主観的特徴を持つことは、そのような解釈をし易くさせた。すなわち因果律や幾何学の法則が、人間の精神によって絶対的実在に押しつけられたものに過ぎないとすれば、その実在それ自体は因果律の代りに道徳律に従う自由を留保しているわけだ」[11] この科学的経験主義の立場からするライヘンバッハの言葉はもっとも端的にカントの物自体の役割を要約している。

かくて現象の彼方にある「物自体」は不可知の世界へ追いやられ、形而上学と経験科学――カントによるとそれは自然哲学と道徳哲学の二つを含む[12]――はどちらも「現象」に関する人間の主観の産物であるとして綜合され統一され、そして妥協させられた。それらはともに人間の思惟が、物自体におしつける存在の形式にほかならない。このようにみてくると大陸合理論とイギリス経験論を統一したといわれるカントの哲学が、結局何に対してもっとも決定的に対立しているかを問うとき、それは唯物論に対してであるという答えは正当であると考えられる。人間を物理的自然の一部分としてとらえた無神論的なフランス唯物論者に対して、何よりもカントは「信仰に所を得しめるために」知識と科学に限界を設けねばならず、人間の抽象的思惟の世界を自然の支配から注意深く分離しなければならなかったのである。ガロディもまた「フランス唯物論は、因果関係を物自体の客観的連鎖とみなした。カントにとっては、因果関係は精神の要請、悟性の先天的範疇の一つにすぎない。したがってそれは『現象』の世界にのみ妥当し、考え、行動する主観はその上方にある。なぜならば、主観こそ、因果関係の創造者だからである」[13] とのべている。

カントの哲学体系そのものの叙述はこの小稿のさし当っての目的ではないので省略する。ここでの私の課題は、近代自然法とドイツ観念論との関連であり、さらにそれがフランス唯物論と哲学的にどうつながっているか、という問題であった。カント哲学そのものについての研究は、日本においては新カント派を通じて大いに栄えたため非常に多い。

さて今までの論点を整理してみよう。㈠ドイツにおける近代自然法思想は、ヴォルフに代表されるように、絶対主義の法体系を理念化し、抽象化する法学的自然法の性格をもつ。㈡カントは法と道徳とを区別し、理念化された法体系を更に個人の人格の格律として内面化し、道徳化した。彼の実践理性とは、このように内面化され、個人の自由意志の格律となった法学的自然法の理念に他ならない。㈢カントは彼の実践理性なる道徳哲学を哲学的に根拠づけるために、「物自体」を人間の認識能力から切り離し、不可知の世界へ追放した。これによって彼は、抽象的な思惟の権利を、そしてそれによって抽象的な道徳をも守ったのである。実践理性は純粋理性からの後退ではなく、二つの批判は同じ方法によって、そして同じ誤りによってつらぬかれているのである。

このようにして、カントによって確立されたドイツ観念論哲学は、何よりもまず十八世紀フランス唯物論に対するアンティ・テーゼであった。だが、その内部構造は違ってはいるが、これら二つの哲学はともに、やっぱり近代自然法が生んだ二人の子供であった。

（1） Heine, Heinrich; Zur Geschichte der Religion und Philosophie in Deutschland, 1834 伊東訳「ドイツ古典哲学の本質」岩波文庫。一五四―五頁。

（2） Kelsen; ibid., S. 76. 邦訳一三〇―一頁。「キリスト教理論の重点の存する実践哲学においては、カントの学説体系の諸所に、彼がその理論哲学の領域においてははっきり克服した所の、形而上学的二元論が侵入している。ここではカントは、かれの先験的方法を放棄した。批判的理想主義のこの矛盾は、しばしば充分に指摘された所である。」

ソビエト科学アカデミー版「世界哲学史」第三分冊四六頁「カントの認識についての学説（《純粋理性批判》）と道徳についての学説（《実践理性批判》）とを比較対照することによって、彼の哲学の二重性の全体が、その内的矛盾性が、はっきりと見いだされる。」その他・樺俊雄「社会思想史の構想」一〇四頁参照。

（3） Kant; Kritik der reinen Vernunft, zweiten Auflage, 1787, (I. Kant Werke, Herausgegeben von E. Cassirer, Bd. III, 1922.) S. 25. 邦訳、世界大思想全集、河出書房、10、上、三三頁。

（4） ハイネやケルゼンに対立するこのような見方は、たとえばガロディなどによって支持される。Garaudy; La Liberté, 1955, pp. 126―131. 淡訳、上巻一八五―一九〇頁。

（5） D'Entrèves; Natural Law, 1950, conclusion, 久保訳一九〇頁。

（6） Kant; Metaphysik der Sitten. Zweiter Teil: Metaphysische Anfangsgründe der Tugendlehre, 1797, SS. 188―191 (I. Kant Werke, Bd. III, 1922) 白井・小倉訳、一九―二三頁。

（7） Kant; ibid., S. 205. 邦訳四三頁。「徳論の最上の原理は、それを有することが各人にとって普遍的法則であり得るところの目的の格律に従って行為せよ、ということである。――この原理に従えば、人間は自己自身に対しても他

人に対しても目的であり、そして彼は自己自身をも他人をも単に手段として使用する権限がないというのでは十分でなくして、却って人間一般を目的とすることが、それ自身において人間の義務なのである。」いかに自然法における個人と全体的秩序の問題が個人の内的格律の問題となって凝集されているかをみよ。

(8) Kant; Kritik der praktischen Vernunft, 1788, (Herausgegeben von K. Vorländer, Leipzig, 1906) S. 113 邦訳一二八頁。

(9) Kant; Grundlegung zur Metaphysik der Sitten, 1785, (Herausgegeben von Karl Vorländer, Leipzig, 1920) S. 12 篠田訳「道徳形而上学原論」岩波文庫、二〇頁、カントは「幸福」を道徳の基礎におく道徳哲学に反対して皮肉な口調で次のようにいっている。「それだからもし自然が、理性と意志とを有するこの存在者に与えた本来の目的が、生命の保存と身心の安寧、要するに彼の幸福であるとするならば、自然が自分のこういう意図の遂行者としてわざわざ理性を選んでこの被造物に当てがったのは、まことに拙策であったと言えるだろう。……理性によるより本能による方が遙かに的確に指示されるだろうし、また生の目的もそのほうが遙かに確実に保持され得たであろう。」と。

(10) Ibid., S. 56 邦訳七九—八〇頁。

(11) Reichenbach, Hans; The Rise of Scientific Philosophy, 1931, p. 65 市井訳六三頁。

(12) Kant, ibid., SS. 1—2 邦訳七—八頁参照。

(13) Garaudy; La Liberté, 1955, p. 129 淡訳一八九頁。

4 結び——カント哲学の評価

さて、以上のようにみてくると、カントの哲学は弁証法的唯物論の立場からすれば、二重の役割を果しているということができよう。[1] 一つは唯物論の否定という意味で消極的役割であり、他は機械論からの脱出という意味での積極的役割である。フランス唯物論が幼稚で機械論的にではあったが、自然と人間、存在と思惟とを一元的にとらえたのに対して、カントは物自体を不可知の世界へ追いやることによって、人間の思惟を自然の支配からきりはなし、思惟の先天性、主観性を強調した。このかぎりにおいてカントの物自体は消極的な役割を果す。存在が思惟を規定するのではなくて、思惟が物自体に存在の形式を与えるのだ、とカントは考えた。ここにフィヒテ、シェリングをへてヘーゲルの「絶対精神」へと到達すべきドイツ哲学に特有の、観念的性格が根づいているのがみえる。他方、その積極性とは、カントが人間の思惟を物理的自然の直接的支配から解放した、ということ自体の中にある。というのは、機械論的唯物論では、人間も社会も経済も、単純に物理的自然——それも力学的かつ非発展的にとらえられた自然——の上にじかにのっけられ、自然科学から直接に政治的社会や、経済社会が演繹できると考えられたのである。[2] カントは、ともかくも、このような単純な一元化から人間と精神を解放した。しかも彼は、抽象的、形式的にではあったが、道徳哲学を自然科学とならんで一つの経験科学としてみとめ、社会的自然と物理的自然とを同じ水面の上に並べかえた。この点は従来余り指摘されていないので殊に強調する必要があろう。[3] カントは「実践理性批判」においてくりかえし〝道徳的法則性〟について語っており、彼にとっては、道徳哲学と自然科学（彼の言葉によれば自然哲学）とは基本的には同じ性格をもった二つの経験科学だったのである。二つを区別するものはその法則性の性格のちがいにすぎない。彼が「純粋理性批判」と「実践理性批判」の間、一七八五年に著した「道徳形而上学原論」は、もっとも明瞭にこの関係を扱っているが、次の言葉は十分味読されるべきであろう。彼はまず哲学を形式的哲学と実質的哲学との二つに分け、前者を論理学（これが彼の純粋理性に当る）として規定し、更に後者に関して次のようにいっている。「これに対して実質哲学は、一定の対象とこれらの対象が従っているところの諸法則とを研究するものであるが、この哲学はまた二通りに分れる。これらの法則は、自然の法則であるか、それとも自由の法則であるか、これまた両者のいずれかだからである。自然の法則に関する学は物理学であり、また自由の法則に関する学は倫理学である。なお物理学は自然学とも呼ばれ、また倫理学は道徳学とも称せられる。

論理学は、経験的な部分を含むことができない。経験的部分とは、元来思惟の普遍的、必然的法則であるべきものが、経験から得られた根拠に基づいているような部分である。」「これに反して自然哲学も道徳哲学もそれぞれ経験的部分をもつことができる。自然哲学は経験の対象としての自然に法則を規定せねばならないし、また道徳哲学は人間の意志に法則を規定せねばならないからである。なおここで意志というのは、自然によって触発されるという点だけから見た意志を指している。ところでこの場合に自然哲学の法則とは、一切のものがこれに従って生起するような法則である。また道徳哲学の法則とは、確かに一切のものがこれに従って生起すべき(sollen)法則であるにせよ、しかし道徳哲学では生起すべきものが実際にはしばしば生起しないこともあるような場合の条件をも併せ考えるのである。[4]」また次のようにもいう「君の行為の格律が君の意志によってあたかも普遍的自然法則となるかのように行為せよ」[5] さらに「道徳の原理が理念として理性的存在者の一切の行為の根底に存するのは、あたかも自然法則が一切の現象の根底に存するのと一般である。[6]」これは自然科学と社会科学（倫理の衣をまとってはいるが）との単なるアナロジーでもなければ、機械論におけるような、自然科学と社会科学の一元化でもない。つまりカントは、機械論では自然科学の上にのせられていた社会科学を、科学として、自然科学と同格の平面におきかえたのである。社会科学は、はじめて方法論的に自然科学と同じ資格を与えられたのである。だがカントの本来の意図からすれば、自然科学と倫理学を同じ経験科学として認めたということは、実は、自然科学の妥当性を認めることとひきかえに道徳

哲学の客観性、法則性を要求しようとしたのだと考えるのが正しいであろう。カント自身の意図は別として、十八世紀における自然科学の、社会科学に対する影響はしばしば強調されるけれども、フィジオクラットをも含めて、それまでの社会科学は単に自然科学のアナロジーにすぎず、方法論的な位置づけは自覚的には何もなされてはいなかった。この場合の社会科学が、どんなに倫理的色彩を強くまとっているとしても、なお単なるアナロジーとしての位置から社会科学を脱出させたことによって彼は重要である。前節で強調したように、カントの道徳哲学は決して単なる個人的なものではなかった。それは社会的秩序の意識から離れたことがない。その意味でカントの道徳観はすぐれて自然法的であったのである。このように私は、カントの観念論哲学の積極性を、その本来の意図はどうあれ、彼が、自然科学と社会科学に方法論的に同等の権利を要求した所に認めることができると思う。

ここでドイツ観念論哲学の積極的意義を正当に評価することは重要である。従来の弁証法的唯物論からするドイツ観念論の評価は、唯物論と観念論との敵対関係ばかりを強調したため、ドイツ観念論をフランス唯物論からの単なる後退とのみ、みなしていることが多いが、[7] 正しい評価とはいえまい。フランス唯物論は自然と精神の関係を機械論的に一元化したが、そこからはそれ以上の成果は出てこなかった。つまり、社会的な人間存在をいきなり物理的自然に還元し、社会を非歴史的な「快楽」の体系とみなすところからは、歴史

の発展法則に対する洞察――弁証法――も人間社会における物質的なものの把握（生産諸関係）も生まれることはできなかった。周知の通り弁証法はドイツ観念論の流れの上に、ヘーゲルによって大成されたのである。機械論的唯物論の行きづまりはその課題をドイツ観念論にひきつぐことによって打開されるだろう。もちろんこの過程を単なる唯物論の立場からみれば観念論への後退であろうが、弁証法的唯物論の立場からみれば、機械論によって単純に一元化されてしまった物理的自然と人間社会を、観念論的なやり方ではあったが方法論的に同格化したことはやっぱり進歩と考えねばならない。カント哲学を単に唯物論からの「後退」とのみ、みることは、自ら十八世紀唯物論の立場に立って、カントを批判していることになるであろう。[8]

さて最後に、カント研究について次のことをつけ加えておこう。一方において、近代自然法思想家としてのカントの研究はかなりあり、他方、認識論哲学者カントの研究は実際うんざりするほどあるが、近代自然法思想とカント哲学の有機的関連についてこれを真正面から取上げた研究は私の知るかぎりまったくといっていいほど少なかった。つまり自然法思想家カントと哲学者カントはきりはなされている。いわゆる「アダム・スミス問題」において、自然法的な道徳哲学と、経済学の本質的な関連性の問題が戦後卓抜した成果を収めているのに比べて、[9] イマヌエル・カントにおける近代自然法と哲学のつながりの問題は意外に研究されず、カントは主として認識論哲学者カントとしてしかみられなかった。この研究を通じて私は、経済学者スミスが同時に道徳哲学者スミスでもあったように、[10] 哲学者カントも意外に道徳哲学者カントであり、近代自然法思想家カントであったことを知った。

（1）有名なレーニンの「カントの哲学の根本的特徴は、唯物論と観念論との和解、両者のあいだの妥協であり、種類のちがった対立しあっている哲学的方向を一つの体系のなかに結びつけていることである。カントが、われわれの観念にわれわれの外にあるもの、なんらかの物自体が照応している、ということをみとめるとき、ここではカントは唯物論者である。この物自体を彼が認識不可能な、超越的な彼岸的なものであると説明するとき、カントは観念論者としてたちあらわれる。経験、感覚をわれわれの知識の唯一の源泉とみとめるとき、カントはその哲学を感覚論の方向に、さらに一定の条件のもとでは、感覚論を介して唯物論の方向にむけている。空間時間因果性等々の先天性をみとめるとき、カントはその哲学を観念論のがわに向けている。」（唯物論と経験批判論、国民文庫版・第二分冊二七四―五頁。）という言葉はカント哲学の性格について余すところがないが、ここで私が〝二重〟というのはカント哲学がどのような歴史的役割を果したかについてである。

（2）前掲拙稿、三八―四〇頁を参照されたい。

（3）このような見解は従来の哲学的見解からすれば、かなり異端的であり、より多くの反省が更に必要であろう。普通、道徳律は物自体の世界に関するものとされている。たとえば岩崎武雄「カント」一七八頁以下参照。

（4）Kant; Grundlegung zur Metaphysik der Sitten, 1785, SS. 1―2　邦訳七―八頁。

（5）Ibid., S. 44　邦訳六四頁。

（6）Ibid., S. 82　邦訳一一四頁。

（7）たとえば Roger Garaudy や Plekhanov など。

（8）レーニン「哲学ノート」松村訳、岩波文庫第一分冊、一五五―六頁参照。

（9）高島善哉、大河内一男、大道安次郎、水田洋、内田義彦氏らのスミスに関する諸著作を参照、文献名は一々あげない。

（10）Oncken; Adam Smith und Immanuel Kant, 1877, はスミスとカントの比較に参考になる。